

平成 28 年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）の概要

1. 内閣府本府における政策評価について

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第 2 条第 1 項の規定により、原則として、分担管理事務（内閣府設置法第 4 条第 3 項に規定する事務）に当たる政策を対象に実施。
→内閣補助事務（内閣府設置法第 4 条第 1 項、第 2 項）は対象外。
- 3 年毎に基本計画を策定、政策評価の実施に関する方針等を決定。
- 每年度初めに実施計画を策定（平成 28 年度実施計画を平成 28 年 4 月 1 日に決定）。対象政策の評価の判断基準となる測定指標とその目標値を策定。基本計画及び実施計画に基づき事後評価を実施。
- 年度途中に補正予算成立等により部局、施策の変更、追加があれば実施計画を改定（平成 28 年度実施計画は平成 29 年 3 月 24 日に改定）。
- 事後評価、事前分析表の作成にあたり行政事業レビュー、経済・財政再生アクション・プログラムとの連携を図っている。

基本計画における政策評価サイクル

基本計画		平成 28 年度 実施施策	平成 29 年度 実施施策	平成 30 年度 実施施策
第 5 次計画 (平成 26 年度～ 28 年度)	平成 28 年度	(年度初) 実施計画 <政策実施>		
第 6 次計画 (平成 29 年度～ 31 年度)	平成 29 年度	↓ 事後評価	(年度初) 実施計画 <政策実施>	
	平成 30 年度		↓ 事後評価	(年度初) 実施計画 <政策実施>

(注 1) 基本計画・実施計画は、内閣総理大臣決定。補正予算成立等に伴い適時改定。

(注 2) これらの他、規制等を行う場合は「事前評価」を実施。

2. 評価対象について

平成 28 年度に実施された 24 政策・64 施策のうち、評価実施時期が平成 29 年 8 月となっている 15 政策・32 施策（資料 2）。残りは総合評価方式又は評価の実施時期を重点化し、今年度中又は来年度以降に評価を行う。

（「平成 28 年度内閣府本府政策評価実施計画」）

3. 政策評価結果について

＜評価結果（目標の達成状況）※暫定評価含む＞

評価結果	目標超過達成	目標達成	相当程度進展あり	進展が大きくない	目標に向かっていらない	数値未集計	計
施策数	0	16	12	2	0	2	32
割合	0%	50%	38%	6%	0%	6%	100%

<参考>評価基準*

*「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく。

①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかつたが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかつたなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかつたため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかつたと考えられるもの